

令和 7 年 10 月 29 日

組合員・利用者の皆様

令和 6 年 9 月に発生した不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和 6 年 9 月に共済契約の既契約共済掛金立替という共済事業に係る不祥事件が発生しております。当該不祥事件については所管行政庁へ届出を行っており、現在は所管行政庁の指導の下、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後はこのような事案を発生させることのないよう、令和 7 年 10 月 29 日に策定した「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」に基づき組合員・利用者の皆様に対して誠実・公正に業務運営を行ってまいります。

記

1. コンプライアンス意識の醸成

令和 6 年 10 月および令和 7 年 3 月に共済事業に携わる全職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施し、本事案について説明を行うとともに、コンプライアンス違反が組合員・利用者の皆様に与える影響と再発防止について周知・徹底を図りました。

今後も、あらゆる研修および会議体を通じて事務手続きの徹底とコンプライアンス意識の向上に取り組んでまいります。

2. 共済掛金収納にかかる事務手続きの強化及び未収契約の収納督促の適正化

令和 7 年 3 月から、共済掛金の現金収納を原則禁止し、やむを得ない事情等により事務所外で現金を収納する場合は、管理者の同行を必須とする手続きに変更しております。

また、キャッシュレス決済や未収契約の督促手続きにおいても、適正な事務手続きの再徹底に取り組んでいます。

3. 本店共済部門・内部監査部門による検証の実施

上記の取組みを確実に機能させる観点から、本店共済部門において定期的な確認・検証を行うとともに、内部監査部門における点検項目に組み込み、再発防止策の確実な実行を管理しております。

以上

あいち海部農業協同組合
代表理事組合長 平野 和実